

idpc 定款

作成 2018 年 7 月 1 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、idpc と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、国際開発を志す若者のプラットフォームとなり、彼らの夢の実現を支援することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 国際開発分野における人材育成に関する教育
- (2) 国際開発分野における人材育成に関する情報提供および出版
- (3) 国際開発分野における人材育成に関する調査・研究
- (4) 前各号に附帯又は関連する事業

第 3 章 会員

(入会)

第 5 条 会員として入会しようとするものは、代表理事の承認を受けなければならない。

(会費)

第 6 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第 7 条 会員は、退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して 2 年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員)

第11条 本会に次の役員をおく。

理事 3名

2 理事のうち、1人を代表理事とする。

(役員を選出)

第12条 理事は、総会において選出する。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の仕事)

第14条 代表理事は、本会を代表して会務を掌る。

2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

(顧問及び参加)

第15条 本会に、顧問及び参加をおくことができる。

2 顧問及び参加は、代表理事がその他の理事および会員にはかりこれを推薦する。

(報酬等)

第16条 役員は報酬を受けることができない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(経費等)

第17条 本会の経費は、会費・助成金・寄付金・事業収入・その他の収入をもってあてる。

2 会費は、会員ごとに年額3,000円とし、毎年7月1日までに納入するものとする。ただし、代表理事が特別の事由により会費納入の遅延を許可する場合はこれを妨げない。

第5章 総会

(種別)

第18条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第19条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第22条 総会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を、少なくとも会日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第26条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、前2条、次条第1項については、総会に出席し

たものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わる
ことができない。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が電子メール等により同意の証憑を残さなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 29 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 30 条 理事会は、いずれかの理事が必要と認める場合に開催する。

(招集)

第 31 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第 33 条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(表決権等)

第 34 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した会員は、前 2 条、次条第 1 項については、総会に出席し

たものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）。
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が電子メール等により同意の証憑を残さなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第37条 本会の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事業計画及び予算)

第38条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 4 1 条 本会の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 3 0 日に終わる。

(臨機の措置)

第 4 2 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 4 3 条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第 4 4 条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 会員の欠亡

(残余財産の帰属)

第 4 5 条 本会が解散したときに残存する財産の帰属先は解散総会で選定する。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 4 6 条 本会の公告は、本会のウェブサイトに掲載して行う。

第 1 0 章 雑則

(その他)

第 4 7 条 本会則の施行にあたり必要な事項は理事が会員にはかり別に定める。

附 則

- 1 本会則は、2 0 1 8 年 7 月 1 日より施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	真鍋希代嗣
理事	井上陽介
理事	田村康一郎